



要件を満たした会社は納税の延期又は分割納税を申請することができる

現行の「嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例」の施行期間(2020/1~2022/6)において、要件を満たす会社は、2022/6/30までに現地税務当局に2021年度営利事業所得税の延期又は分割納税を申請することができます。当該申請に納税額の多寡による制限はなく、**最長1年の納税の延期、又は最長3年(36期)の分割納税を申請することができます、利息は免除されます。**

一、許可申請の原則は以下の通りです(いずれか1つの要件を満たすこと)。

申請理由	添付書類の例
中央目的事業主務機関から救済措置を受けた	救済振興補助金の送金明細
	水道光熱費減免証明(例:救済措置適用対象者の水道光熱費の伝票、又は台湾電力や水道局の公式サイトから検索した減免適用使用者の画面等)
	健康保険料の納付猶予申請(例:健康保険料の納付猶予及び納付期限が6ヶ月延期された保険料納付書等)
	従前の借入金の延長、運営資金借入金利息の減免補助に係る書類(例:経済部委託の関連支援部門が発行する嚴重特殊伝染性肺炎の影響を受けた事業者の証明等)
	経済部による給与及び運営資金補助の承認公文書
収入の急減	その他中央主務機関からの救済措置の提供を証明するに足る書類
	<p>営業税401表、403表、又はその他収入の急減を証明するに足る書類</p> <p>例:</p> <p>2020/1から2022/5までのいずれかの連続2ヶ月における平均営業額又はいずれかの1ヶ月の営業額が以下の1つに比べ15%以上減少した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2019年12月以前の6ヶ月の平均営業額 2018年以降のいずれかの年の同期平均営業額
その他事項 (例:操業停止)	営利事業者が公布した操業停止の公告、又はCOVID-19の影響による操業停止を証明するに足る書類

二、よくある質問(国税局Q&A)

質問	回答
申請方法	<p>オンライン申請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営利事業者は営利事業所得税電子確定申告システムにより確定申告する場合、申告データのアップロード完了後、納税方法を選択する際に非オンライン申請をクリックし、さらに「納税の延期又は分割納税の申請」をクリックする。 2. 営利事業者は商工証憑又は組織及び団体証憑を財政部税務ポータルサイトで使用する事が可能。 <p>受付カウンター、郵送又はFAXによる申請: 紙ベースの申請書</p>
<p>2021年度営利事業所得税の納付延期を申請する場合、その証明書類はすべて2021年度の書類ですか?</p> <p>注意: COVID-19の影響を受け、規定の納付期間内に完納できない場合</p>	<p>例:</p> <p>納税義務者は2021年度の納税に困難があり、当該企業が2020年度に経済部から運営資金補助金を受けたことを前提に、当該書類を証明として、延期又は分割納税を申請することができる。</p> <p>収入の急減の例:</p> <p>2020年5月及び6月の連続2ヶ月における平均営業額が2019年6月から12月の6ヶ月平均営業額に比べ15%以上減少したことを証明するに足る書類がある場合、申請が可能。</p>
<p>国税局により申請は規定を満たさないと通知され、当初の納税期限を超過した場合はどうなるのか?</p>	<p>納税義務者が法定の申告納税期限内(2021年度12月決算の申告期間:5/1~6/30)に申請し、審査により規定を満たさないとされた場合、適切な納税延期期間が設けられた納税書が再発行され、公文で納税義務者に通知される。よって納税期限の超過に係る問題は生じない。</p>
<p>利息は加算されるか?</p>	<p>税金徴収法第26条、財政部の2020年3月19日付台財税字第10904533690号通達及び2021年6月3日付台財税字第11004575510号通達に基づき、COVID-19の影響で納税が困難であり、納税の延期又は分割納税を申請した場合、利息の加算は免除される。</p>

KPMG Taiwan Network

台北事務所

(主要聯絡人)

台北市110615信義區
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中西區
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市407059西屯區
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金區
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8758 9946 分機：02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8758 9688 分機：02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8758 9995 分機：02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8758 9794 分機：06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8758 9980 分機：16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳、個人所得稅、薪資計算等)

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8758 9992 分機：00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、VISA申請等)

李 美儀

協理

T +886 2 8758 9780 分機：02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 2 8758 9751 分機：19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 分機：19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

發行人：林 琇宜 執業會計師 / KPMG台灣所